

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百二十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次の表のように改正し、令和五年十二月十日から適用する。

令和五年十二月八日

厚生労働大臣　武見　敬三

(傍線部分は改正部分)

別表			
改正後			
一般名	(略)	(略)	適用日
精製ヒアルロン酸ナトリウム	(略)	(略)	
ベボタスチン	(新設)	(新設)	令和五年十二月十日

別表			
改正前			
一般名	(略)	(略)	適用日
精製ヒアルロン酸ナトリウム	(略)	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)	